

特集 1

日弁連の人権救済活動を
振り返って

日弁連の人権救済活動を振り返って

はじめに

1. 日弁連の人権救済活動

日弁連は、基本的人権の擁護と社会正義の実現の使命の下、様々な委員会を設置して調査・研究・提言などの人権擁護活動を行っているが、市民からの申立てを受けて個別的な人権侵害を除去・改善しようとする人権救済活動は、その中でも非常に重要な意義を有するものである。

日弁連では、最も重大な人権侵害というべき冤罪事件に関し、再審支援活動を行うとともに、様々な人権侵害事件のうち、①社会的な影響が重大であるもの、②事件が全国的又は広域にまたがるもの、③国の機関に対する要求等を必要とするものなどについて、人権擁護委員会において調査を行っている。

人権擁護委員会による調査の結果、人権侵害があると判断した場合、日弁連は、申立人の人権を救済するため、人権侵害を行った者に対し、警告・勧告・要望などの救済措置を行うことになる。

2. 日弁連の人権救済活動の意義

他方、日弁連の人権救済活動においては、調査や救済措置に法的な強制力はなく、あくまで任意のものにすぎない。

しかしながら、その救済措置の内容が実体に則し、法律的にも正当なものであれば、世論や市民の支持を受けることによって、人権侵害を行った者も、人権侵害の状況を改善せざるを得なくなる。

日弁連は、いわば理論と説得によって、日本における人権侵害を是正し、人権水準を高める努力を続けているのである。

3. 日弁連の人権救済活動を振り返って

日弁連は、各地の弁護士会とともに、1949年の設立以降、50年以上にわたり、それぞれの時代に生起する様々な人権侵害に対し、人権救済活動を行ってきた。

日弁連の人権救済活動は、救済措置に至るまでの公正かつ厳重な手続、市民の信頼や従前の実績に裏付けられることにより、社会的に一定の評価を受けるに至っており、事実上のものながら、各方面に強い影響力を及ぼしている。

本特集は、このような日弁連の人権救済活動を振り返りながら、その概要や近時の救済措置の内容・成果を紹介し、今後の展望を検討しようとするものである。

人権救済活動の概要

1 法的根拠

日弁連の人権救済活動は、直接的には、人権擁護委員会の設置及びその任務を定める日本弁護士連合会会則に基づくものであるが、それは、弁護士法第1条第1項に規定する弁護士の使命の実現のためであり、弁護士法第1条あるいは弁護士法全体に根拠を有しているものである。

1. 弁護士法第1条第1項

第1条（弁護士の使命）

弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。

「基本的人権」とは、憲法第11条、同第97条にいう基本的人権と同じ意味であって、「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」ものであり、「人類の多年にわたる自由獲得の成果」であって、「過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたもの」である。

この基本的人権を「擁護」するとは、基本的人権に対する侵害が現になされ、または将来侵害されようとしている場合において、侵害された基本的人権を救済・回復し、または未然に侵害を防止することをいう。

日弁連の人権救済活動は、このような弁護士の使命を全うしようとするものである。

2. 弁護士法第31条第1項

第31条（目的及び法人格）

弁護士会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

弁護士会の目的は、弁護士の使命や職務が公共的・広汎なものであることを前提として、直接・間接に弁護士の指揮・連絡・監督に関連する事項一切に及ぶものである。日弁連の人権救済活動は、基本的人権の擁護という弁護士の使命を全うするものとして、このような弁護士会の目的と密接不可分の関係にあるものであり、その権限を行使して積極的な活動を行うことが予定されているものである。

3. 日本弁護士連合会会則第75条第1項

第75条（人権擁護委員会）

人権擁護委員会は、基本的人権を擁護するため、人権侵犯について調査をなし、人権を侵犯された者に対し、救護その他適切な措置をとり、必要に応じ本会を通じ、又は、本会の承認を経て官公署その他に対し、警告を発し、処分若しくは処分の取消しを求め、又は問責の手段を講ずることを任務とする。

日弁連は、弁護士法第46条第1項に基づいて会則を定め、常置委員会として人権擁護委員会を設置するとともに、人権擁護委員会の任務として、人権救済活動、すなわち、「人権侵犯について調査をなし、人権を侵犯された者に対し、救護その他適切な措置をとり、必要に応じ本会を通じ、又は、本会の承認を経て官公署その他に対し、警告を発し、処分若しくは処分の取消しを求め、又は問責の手段を講ずること」を規定している。

2 沿革・法的意義

1. 沿革

日弁連は、1949年9月1日の設立と同時に人権擁護委員会を設置し、50年以上にわたり、それぞれの時代に生起する様々な人権侵害に対し、人権救済活動を行ってきた。

日弁連の初期の救済措置としては、以下のようなものがある。

人身売買、同仲介、周施（人身売買事件）

【1951年1月20日 連合軍総司令部・厚生大臣・労働大臣・同労働基準局長宛要望】

夫の死後母親により生活苦のための無期限・無給料の男子の身売り、母親自身の前借金による無期限の身売り、特殊飲食店への女子の身売り、又はその仲介、家出娘の特殊飲食店等への売渡し、又は身売の仲介等が多発しているとして人身売買の禁圧・予防、困窮者に対する保護施設の拡充のための善処を要望した事例。

村八分（上野村事件）

【1952年9月26日 国家警察本部長官・地方自治庁長官・検事総長・法務省人権擁護局長・地方自治庁選挙部・国家地方警察静岡富士宮警察署長宛要望】

女子高校生が、参議院議員補欠選挙に当たり、隣組長が棄権者の投票場入場券を集めて村役場に持参し、係員が投票者に替玉投票をさせたことを新聞社に投書し、そのために10名の違反者が検挙されたので、村民が女子高校生の家族と絶交し、農具の貸付けを拒み、農家間の共同作業を停止し、村民に対する謝罪のため、両親の離婚を申し出たことなどが人権侵害にあたりとされた事例。

2. 法的意義

日弁連の人権救済活動は、人権侵害者に対する法的な強制力を有するものではないが、世論や市民の支持を受けることによって、事実上の強い影響力を行使し、人権侵害を是正しようとするものである。

このような人権救済活動の法的意義については、以下のとおり、裁判例においても確認されている。

【東京地方裁判所1989年5月31日判決】

人権擁護委員会による「調査、勧告などの活動は、確かに直接法的な根拠を有せず、従って、人権侵害者に対する法的な強制力もないが、日弁連ないし人権擁護委員会の高い知名度、勧告に至るまでの公正かつ厳重な手続、その活動に寄せる国民の信頼・期待並びに従前の実績によって、強力に支えられており、事実上のものながら強い強制力を有するに至っていることは、公知の事実である」

【広島高等裁判所2005年10月26日判決】

「簡便な救済措置としての利用価値が極めて高く、一般の国民にもそのように認識されており、人権侵害者に対する法的な強制力こそ有しないものの、国民の信頼や従来の実績等により裏付けられた事実上の強い影響力をもつもの」であり、このような「人権擁護委員会の活動の社会的意義や実績等に照らせば、必要な調査活動はできる限り尊重すべきものということが出来る」

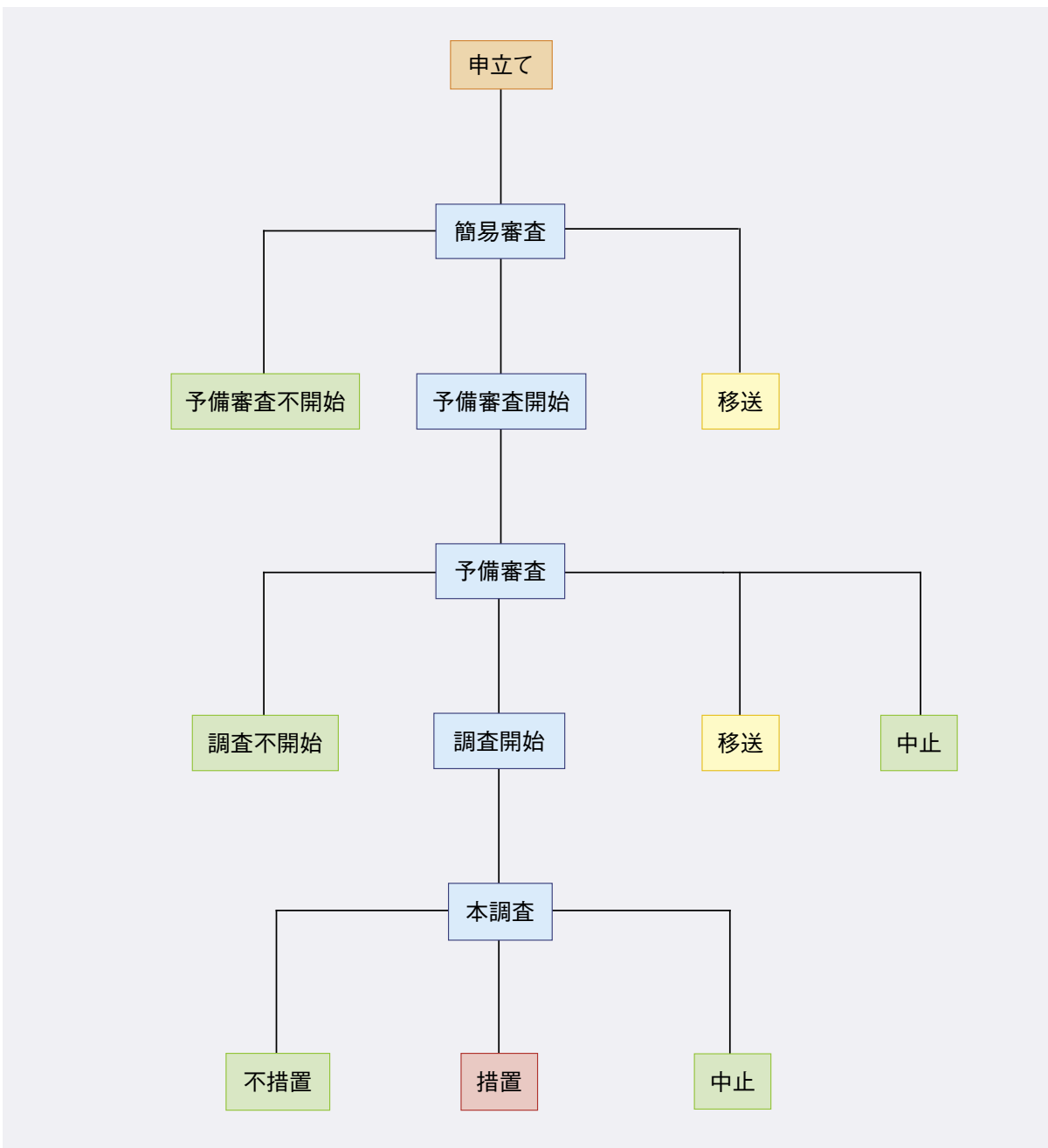
3 手続・体制

1. 手続

人権擁護委員会の構成員である委員は、現に弁護士である者に限定されており（日弁連会則第79条第1項）、委員会・委員は、事案の調査に当たっては秘密を保ち、関係人の名誉を損することのないようにしなければならないとされている（日弁連人権擁護委員会規則第8条）。

また、委員会は、行政庁に対し、警告を発し、処分若しくは処分の取消しを求め、又は問責の手段を講じようとするときは、あらかじめ、関係行政庁の説明又は資料の提出を求めなければならないとされているなど（同規則第9条）、公正かつ厳重な手続が定められている。

日弁連の人権救済申立制度の原則的な手続の流れは、以下のとおりである。



特集1-1 人権救済活動の概要

- 【注】簡易審査：人権救済申立を受けた事件について、予備審査の要否を決定する簡易な審査。
 予備審査不開始：簡易審査の結果、事案の性質その他の事情により措置をとることが見込まれないことが明らかでない事件等。
 予備審査開始：①社会的影響が特に重大と考えられる事件、②事件の内容又は関係者が全国的又は広域に及び事件、③国の機関に対する調査、要求等を必要とする事件等。
 移送：弁護士会等において調査・研究するのが相当と認められる事件。
 予備審査：人権救済申立を受けた後、本調査前に行う予備的な審査。
 調査不開始：予備審査の結果、調査を継続しても人権侵害又はそのおそれがあると認定することが見込まれない事件。
 調査開始：予備審査の結果、調査を行うことにより人権侵害又はそのおそれがあると認定できる可能性がある事件。
 中止：申立人より取下げがあった事件、申立人の死亡又は行方不明が明らかになった事件等。
 本調査：人権救済申立事件として、人権侵害又はそのおそれの有無などを調査すること。
 不措置：調査の結果、措置をとるには至らないと認められる事件。
 措置：調査の結果、人権侵害又はそのおそれがあると認められる事件であり、措置の内容としては、司法的措置（告発、準起訴）、警告（意見を通告し、反省を求める）、勧告（適切な措置を求める）、要望（趣旨の実現を期待）、助言・協力、意見の表明がある。

2. 体制

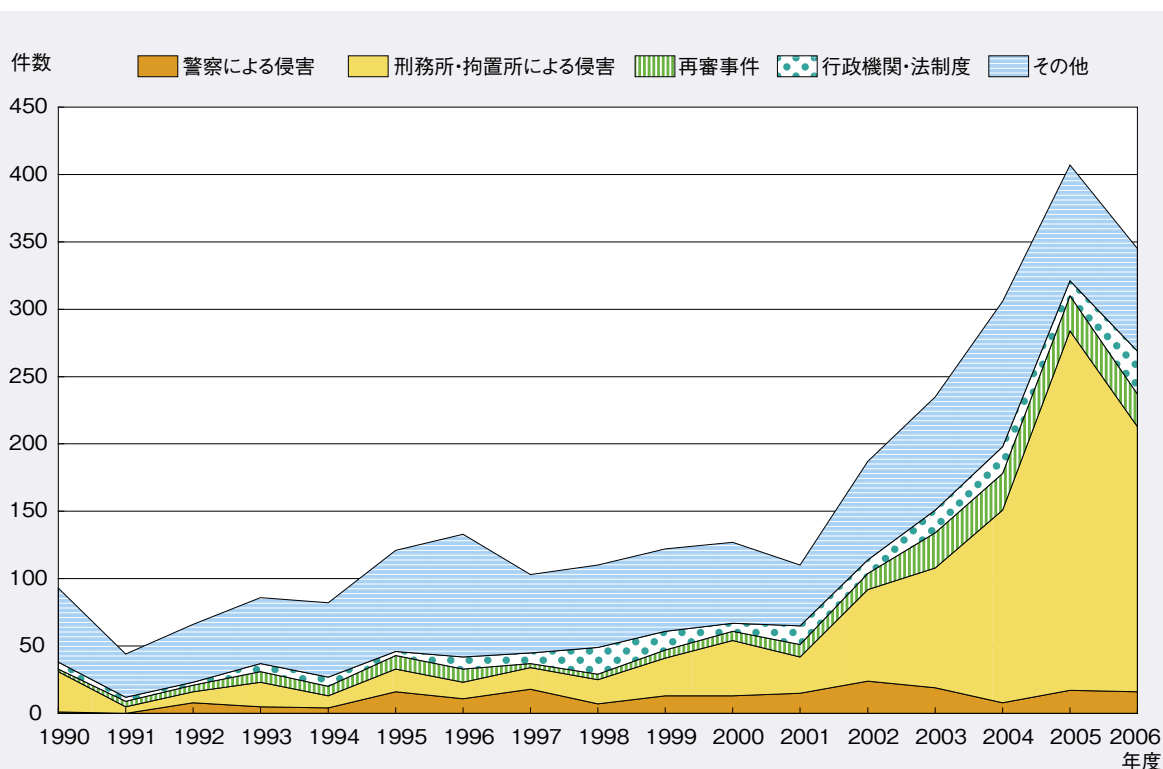
日弁連人権擁護委員会は、120人以内の委員をもって組織するものとされており（日弁連人権擁護委員会規則第1条）、現代における人権問題の多様化に対応するため、以下の7つの部会を設置して人権救済活動を行っている。

部会名	担当事項
第1部会	再審問題及び誤起訴・誤判問題に関する事項
第2部会	捜査機関等が関わる人権問題に関する事項
第3部会	刑事被拘禁者の人権問題に関する事項
第4部会	医療に関わる人権問題に関する事項
第5部会	精神的自由に関わる人権問題に関する事項
第6部会	国際人権問題及び戦後補償問題に関する事項
第7部会	社会保障に関わる人権問題に関する事項

4 現状

1. 人権救済申立事件分類別件数

1990年度から2006年度までの間に日弁連に申し立てられた人権救済申立事件の件数及び申立の趣旨による分類件数は以下の表のとおりである。これらの表を見ても、2002年度以降、申立件数が急激に増加し、とりわけ拘禁施設における処遇に関する申立件数が増加していることがわかる。



分類	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
警察による侵害	1	0	8	5	4	16	11	18	7	13	13	15	24	19	8	17	16
刑務所・拘置所による侵害	30	5	8	18	9	17	12	16	18	28	41	27	68	89	143	267	197
再審事件	2	4	5	8	7	10	10	3	4	6	7	9	12	26	27	26	24
行政機関・法制度	5	3	2	6	7	3	9	8	20	14	6	14	10	17	20	11	32
その他	55	32	43	49	55	75	91	58	61	61	60	45	73	84	108	86	76
合計	93	44	66	86	82	121	133	103	110	122	127	110	187	235	306	407	345

【注】「その他」には「医療機関による侵害」「報道機関による侵害」「教育機関による侵害」「企業による侵害」「裁判所による侵害」「その他公務員による侵害」などが含まれる。

特集1-1 人権救済活動の概要

2. 人権救済申立事件の処理内訳

以下の表は、2002年度以降、当該年度中に受付をした人権救済申立についての各年度中における処理結果の分類件数である。

年度	新件 受付	予備 審査 不開始	移送	予備審査		本調査			併合	取下げ ・中止	求補正 中・未 処理	※当該年度 措置件数 (過年度 申立含む)
				予備 審査中	調査 不開始	本調査 中	不措置	措置(警告 勧告要望等)				
2002年	187	94	43(16)	0	9	8	0	6	1	7	3	4
2003年	235	108	61(12)	16	3	8	1	0	15	4	7	12
2004年	306	154	67(26)	18	4	6	0	0	2	7	22	5
2005年	407	155	128(29)	13	0	4	0	2	0	11	65	7
2006年	345	155	62(28)	23	5	28	0	1	0	0	43	5

【注】 予備審査不開始：事案の性質その他の事情により措置をとることが見込まれないことが明らかな事件等。
 移送：弁護士会等において調査・研究をするのが相当と認められる事件。※（）内の数字は、弁護士会への移送についての求意見中及び個人情報の第三者提供の同意確認中の件数。
 予備審査：人権救済申立を受けた後、本調査前に行う予備的な審査。
 調査不開始：予備審査の結果、調査を継続しても人権侵害又はそのおそれがあると認定することが見込まれない事件。
 本調査：人権救済申立事件として、人権侵害又はそのおそれの有無などを調査すること。
 不措置：調査の結果、措置をとるには至らないと認められる事件。
 措置：調査の結果、人権侵害又はそのおそれがあると認められる事件であり、措置の内容としては、司法的措置（告発、準起訴）、警告（意見を通告し、反省を求める）、勧告（適切な処置を求める）、要望（趣旨の実現を期待）、助言・協力、意見の表明がある。
 併合：関連事件の調査を併合して行うこと。
 取下げ・中止：申立人より取下げがあった事件、申立人の死亡又は行方不明が明らかになった事件等。
 求補正中・未処理：人権救済申立を受けた後、委員会での検討を行う前に、申立人に対し、申立の趣旨の確認など補正を求めているもの。
 当該年度措置件数（過年度申立含む）：当該年度中に措置を行った件数（当該年度以前に申立を受けた事件も含む）。

3. 日弁連支援の再審請求事件一覧

いわゆる冤罪は、基本的人権を踏みにじる最たるものである。日弁連人権擁護委員会は、次の3点を総合的に考慮して、人権侵犯事件として取り扱うか否かの判断を行っている。

- (1) 冤罪事件である可能性があるかどうか
- (2) 無罪等を言い渡すべきことが明らかな新証拠の入手可能性があるかどうか
- (3) 日弁連がその救済に取り組むべき相当性、必要性があるかどうか

次の表は、日弁連が支援している現在再審請求中の事件をまとめたものである。

(2007年7月1日現在)

事件名	事件発生年月日	確定判決年月日 上訴棄却年月日	確定判決 裁判所	確定判決	現状	再審請求に対する裁判の経過	
名張	1961 (S36).3.28	1969(S44).9.10 1972(S47).6.15	名古屋 高裁	死刑	第7次 再審請求 特別抗告審	2002(H14).4.8 第6次再審特別抗告 棄却決定 (最高裁) 2005(H17).4.5 第7次再審開始決定 (名古屋高裁) 2006(H18).12.26 同高裁第7次再審請求 棄却	2002(H14).4.10 第7次再審請求申立 (名古屋高裁) 2005(H17).4.8 検察官異議申立 (名古屋高裁刑事二部) 2007(H19).1.4 最高裁特別抗告
袴田	1966 (S41).6.30	1968(S43).9.11 1980(S55).11.19	静岡地裁	死刑	再審請求 特別抗告審	1994(H6).8.9 再審請求棄却決定 (静岡地裁) 2004(H16).8.26 即時抗告棄却決定 (東京高裁)	1994(H6).8.12 即時抗告 (東京高裁) 2004(H16).9.1 特別抗告 (最高裁)
尾田	1966 (S41).12.5	1968(S43).12.24 1970(S45).11.12	福岡地裁	死刑	第6次 再審請求審	1988(S63).10.5 第5次再審棄却決定 (福岡地裁) 1998(H10).10.27 第5次再審特別抗告 棄却決定 (最高裁)	1995(H7).3.28 第5次即時抗告棄却 決定 (福岡高裁) 1998(H10).10.30 第6次再審請求 (福岡地裁)
布川	1967 (S42).8.28	1970(S45).10.6 1978(S53).7.3	水戸地裁 土浦支部	無期懲役	第2次 即時抗告審	1983(S58).12.23 第1次再審請求申立て (水戸地裁土浦支部) 1987(S62).4.4 即時抗告(東京高裁) 1988(S63).2.27 特別抗告(最高裁) 2001(H13).12.6 第2次再審請求 (水戸地裁土浦支部) 2005(H17).9.26 検察官即時抗告 (東京高裁)	1987(S62).3.31 第1次再審棄却決定 (水戸地裁土浦支部) 1988(S63).2.22 即時抗告棄却 (東京高裁) 1992(H4).9.9 特別抗告棄却 (最高裁) 2005(H17).9.21 第2次再審請求 開始決定 (水戸地裁土浦支部)
日野町	1984 (S59).12.28	1995(H7).6.30 2000(H12).9.27 上訴棄却 2000(H12).10.13 異議申立棄却	大津地裁	無期懲役	再審請求 即時抗告審	2001(H13).11.14 再審請求申立 (大津地裁) 2006(H18).3.30 即時抗告(大阪高裁)	2006(H18).3.27 再審請求棄却決定 (大津地裁)
福井 女子中学生 殺人	1986 (S61).3.19	1995(H7).2.9 1997(H9).11.21	名古屋 高裁 金沢支部	懲役7年	再審請求審	2004(H16).7.15 再審請求 (名古屋高裁金沢支部)	
足利	1990 (H2).5.12	1993(H5).7.7 2000(H12).7.17	宇都宮 地裁	無期懲役	再審請求審	2002(H14).12.25 再審請求 (宇都宮地裁)	
東電OL	1997(H9).3.8	2000(H12).12.22 2005(H17).3.24 上訴棄却	東京高裁	無期懲役	再審請求審	2005(H17).3.24 再審請求 東京高裁	

(事件発生の年月日順)

人権救済申立制度による救済措置の内容

1 概観

日弁連は、人権救済申立制度による調査の結果、人権侵害又はそのおそれがあると認められる事件について、警告、勧告、要望等の救済措置を行っており、その事例は、発足以来今日まで300件以上に上っている。

これらの事例は、極めて多岐にわたっているが、人権侵害の主体等に応じ、①行政機関・法制度による侵害、②捜査機関による侵害、③裁判所による侵害、④刑務所・拘置所による侵害、⑤地方自治体による侵害、⑥報道・出版機関による侵害、⑦医療機関による侵害、⑧教育機関による侵害、⑨企業・団体による侵害、⑩個人・近隣による侵害、⑪戦前の国家政策等による人権問題、⑫戦後補償問題、⑬国際的人権問題に分類することができる。

日弁連が1988年から2006年までに行った救済措置について、救済措置の内容別の分類及び人権侵害の主体別の分類は以下のとおりである。

1. 救済措置の内容別の分類

	警告	勧告	要望	助言・協力
1988年～1992年	6	6	9	0
1993年～1997年	7	12	15	0
1998年～2002年	9	24	19	1
2003年～2006年	8	16	7	1

【注】同一の事件で異なる内容の救済措置を併せて行っている場合がある。

2. 人権侵害の主体別の分類

	行政機関 ・法制度	捜査機関、 刑務所・拘置所	裁判所、地方自治体、 報道・出版機関、 医療機関、教育機関、 企業・団体、個人・近隣	戦前の国家政策等による 人権問題、戦後補償問題、 国際的人権問題
1988年～1992年	1	捜査5 刑務所・拘置所2	裁判所1 教育2 個人・近隣1	2 戦前の国家政策等1 戦後補償1
1993年～1997年	10	捜査3 刑務所・拘置所3	8 裁判所2 報道・出版1 医療1 企業・団体3 個人・近隣1	5 戦前の国家政策等1 戦後補償3 国際的人権1
1998年～2002年	14	捜査4 刑務所・拘置所2	13 裁判所2 地方自治体1 報道・出版2 医療1 教育3 企業・団体4	7 戦後補償4 国際的人権3
2003年～2006年	5	捜査4 刑務所・拘置所7	10 裁判所1 地方自治体4 医療2 教育1 企業・団体2	5 戦前の国家政策等4 国際的人権1

2 行政機関・法制度による侵害

行政機関・法制度による侵害は、政令・通達の内容や制度の運用等の狭義の行政機関・法制度による侵害、行政機関・法制度等による名誉・プライバシー等の侵害、在日外国人の人権、難民・入管問題等に分類することができる。

日弁連が行った近時の救済措置のうち、行政機関・法制度による侵害の主なものは、以下のとおりである。

1. 行政機関・法制度による侵害

ハンセン病の元患者の人権救済申立事件（勧告）

【2001年6月21日 内閣総理大臣・衆議院議長・参議院議長・厚生労働大臣・法務大臣宛勧告】

戦前から行われてきた無らい県運動や戦後の「らい予防法」等による長期間の強制隔離政策によってハンセン病に対する根強い偏見と差別を定着させ、また、これを除去する努力を怠ってきたことが人権侵害にあたるとして、政府等に対して、ハンセン病の元患者に対する経済的支援、適切な医療措置等の実施、偏見・差別を除去するための方策を実現させることなどを勧告した事例。

新宿駅ホームレス強制立退等人権救済申立事件（警告・勧告）

【2002年3月22日 東京都知事宛警告及び勧告、内閣総理大臣・厚生労働大臣宛勧告】

政府に対し、野宿生活を余儀なくされている人々に対する抜本的施策を内容とする立法措置を行うとともに、野宿生活者に対する生活保護法の違法な運用を是正することを警告及び勧告した事例。

夜間中学人権救済申立事件（意見）

【2006年8月10日 文部科学大臣・厚生労働大臣・内閣総理大臣・衆議院議長・参議院議長宛意見】

国に対し、戦争、貧困等のために学齢期に修学することのできなかった中高年齢者、在日韓国・朝鮮人及び中国帰国者などの多くの人々について、義務的かつ無償とされる普通教育を受ける権利を実質的に保障するため、全国的な実態調査を行うとともに、その結果をふまえ、夜間中学の設置の必要性が認められる地域の自治体に対し、その設置について指導・助言・必要な財政的措置を行うとともに、その他の個別のニーズと地域ごとの実情に応じ、義務教育を受ける機会を実質的に保障する施策を推進するよう求めた事例。

特集1-2 人権救済申立制度による救済措置の内容

2. 行政機関等による名誉・プライバシー等の侵害、在日外国人の人権

都知事の女性差別発言人権救済申立事件（警告）

【2003年12月25日 東京都知事宛警告】

都知事に対し、都知事が週刊誌等で行った発言は女性を人格的に侮辱し、心の平安と生活の平穏を奪う差別発言であるとして、直ちにしかるべき方法によって発言を撤回し謝罪する措置をとることを求めるとともに、今後このような差別発言をすることのないように警告した事例。

法務省入国管理局ホームページに関する人権救済申立事件（意見）

【2005年3月17日 法務省入国管理局宛意見】

法務省入国管理局が、そのウェブサイト上において、不法滞在と思われる外国人に関する情報を電子メールで提供させるシステムを開始したことは、外国人一般及び外国人と思われる外見を有する民族的少数者に対し、社会の監視を強める効果を有するのみならず、これらの者に対する偏見や差別を助長するものであり、多民族・多文化の共生する社会への流れを逆行させるものであるとして、このシステムを中止するよう意見を述べた事例。

3 捜査機関、刑務所・拘置所による侵害

日弁連が行った近時の救済措置のうち、捜査機関、刑務所・拘置所による侵害の主なものは、以下のとおりである。

1. 捜査機関による侵害

日本ベンクラブ外37名による公安調査庁違法調査人権救済申立事件（警告）

【2002年1月23日 公安調査庁長官宛警告】

公安調査庁が、法律に従って調査対象とすることができる団体は、客観的に合理的な理由に基づいて「破壊活動の虞」があるものに限定されるべきであるにも拘わらず、広く単に一般市民運動等を行うにすぎない団体までもその調査対象として調査活動を行ってきたことが認められるとして、申立人らに対する調査活動を即時に中止し、調査活動によって得た申立人らに関する情報を申立人らに開示することなどを警告した事例。

オウム真理教信者に対する違法な捜索・差押に関する人権救済申立事件（警告・勧告）

【2003年4月28日 警視庁宛警告、東京都公安委員会宛勧告】

警視庁による宗教団体の信者に対する捜索差押が、当該被疑事実の立証ではなく、専ら宗教団体の組織性等別目的により実施されたものであり、憲法35条に抵触する等の重大な人権侵犯行為であるとして、警視庁に対して今後二度と違憲違法な捜索差押を実施しないよう警告した事例。

宇都宮誤認逮捕人権救済申立事件（警告）

【2006年3月1日 最高検察庁・警察庁・宇都宮地方検察庁・栃木県警察本部宛警告】

宇都宮市で発生した2件の強盗事件で知的障がいのある男性が誤って逮捕・起訴された事件の捜査・公判活動を人権侵害と認定し、知的障がいを有すると疑われる者に対する取調べにおいては直ちにその全過程の録画もしくは録音を行うこと、被疑者・被告人の保護者等の立会いを認めることなどを警告した事例。

特集1-2 人権救済申立制度による救済措置の内容

2. 刑務所・拘置所による侵害

拘置所女区への男性職員立入人権救済申立事件（勧告）

【2003年1月21日 法務省矯正局宛勧告】

拘置所の女区において男性職員が巡回していることにつき、法務省に対して、災害・緊急医療その他やむを得ない場合を除き、女性職員が同伴の上であっても男性職員が女区に立ち入ることのないよう指導を徹底するよう勧告した事例。

保護房収容後死亡事案に関する人権救済申立事件（勧告）

【2005年10月4日 法務大臣宛勧告】

保護房収容後に死亡した事例の多くは薬物中毒後遺症等による心身の疾患を有している被収容者に関するものであるが、これらの者に対して、適切な治療が施されず、そのため必然的に被収容者の処遇に困難をきたし、安易に保護房に収容してきたことにより、適切な医療行為を受けるべき権利を侵害してきた事実が認められるとして、各被収容者との死亡との関係で医療措置あるいは保護房収容が適切であったのかの調査をしてその結果を公表するとともに、安易な保護房収容を行わないことなどを勧告した事例。

未決被収容者の処遇に関する人権救済申立事件（勧告）

【2006年3月27日 法務省矯正局・東京拘置所宛勧告】

東京拘置所の高層化した新舎房においては、居室から外が見渡せず自然の採光もほとんどないこと、運動も十分に行う機会が与えられていないことにつき、未決被収容者の身体的・精神的健康を保持する権利を侵害しているとして、法務省矯正局及び東京拘置所に対し、採光方法の見直しと最低1日1時間の地上運動場における戸外運動の機会を与えるよう勧告した事例。

4 裁判所、地方自治体、報道・出版機関、医療機関、教育機関、企業・団体、個人・近隣による侵害

日弁連が行った近時の救済措置のうち、裁判所、地方自治体、報道・出版機関、医療機関、教育機関、企業・団体、個人・近隣による侵害の主なものは、以下のとおりである。

1. 裁判所による侵害

最高裁判官会議録の開示請求に関する人権救済申立事件（勧告・要望）

【2004年3月10日 最高裁判所宛勧告、最高裁判所・内閣総理大臣・衆議院議長・参議院議長宛要望】

最高裁判所がいわゆるロッキード事件における最高裁宣明書に関する最高裁判官会議録について一部不開示とし、また文書不存在としたことにつき、最高裁判所に対して、存在する文書についてはすべて開示し、また不存在とされた文書については再調査を行うよう勧告するとともに、最高裁判所、内閣総理大臣及び衆参両院議長に対して司法救済及び不服申立制度を完備した裁判所情報公開法を制定するよう要望した事例。

2. 地方自治体による侵害

未成年者による住民監査請求に関する人権救済申立事件（要望）

【2006年12月26日 東京都監査委員宛要望】

地方自治法上、住民監査請求の請求権者については、「住民」と規定されているにもかかわらず、「住民」であっても、未成年者からの請求については受け付けない運用を行っている東京都監査委員に対し、未成年者であっても、当該請求人が当該請求の内容及びその効果を弁識できる能力があると考えられる場合は、当該請求を受け付ける運用を行うことを要望した事例。

3. 報道・出版機関による侵害

水俣病に関する週刊誌による名誉毀損人権救済申立事件（警告）

【1998年3月19日 株式会社A・B編集長宛警告】

週刊誌に掲載された記事等の内容について、水俣病患者の多くがあたかも水俣病を自称する虚偽の患者であるかの印象を与え、水俣病患者等の名誉を毀損するものであると認定し、出版社等に、謝罪広告の掲載等の被害回復措置をとり、同様の人権侵害を繰り返さないよう警告した事例。

4. 医療機関による侵害

脳死判定における手続違背問題人権救済申立事件（勧告）

【2003年3月13日 A病院宛勧告】

臓器移植を行う前の脳死判定において、法令、ガイドライン等に定められた検査方法を採用せずに行われた結果、患者の生命兆候を見落としした可能性があり、このことが患者の自己決定権を侵害したとして、病院に対し、以後は適切に法令等に定められた手続を遵守して脳死判定を行うよう勧告した事例。

特集1-2 人権救済申立制度による救済措置の内容

5. 教育機関による侵害

東京都立学校「日の丸」・「君が代」の強制に関する人権救済申立事件（警告）

【2007年2月20日 東京都教育委員会宛警告】

東京都教育委員会が2005年10月23日に発した「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」は、教職員の思想・良心の自由、教育の自由を侵害するものであり、また、同委員会が、教職員である申立人らに対し、「君が代」斉唱時に起立しなかったことを理由として懲戒処分等を行ったことは、申立人らの思想・良心の自由、教育の自由を侵害するものであるとして、上記の通達を直ちに廃止し、申立人らに対する懲戒処分等を取り消すよう警告した事例。

6. 企業・団体による侵害

精神障害者航空機搭乗拒否人権救済申立事件（警告・要望）

【2004年3月29日 A航空会社宛警告、国土交通大臣宛要望】

航空会社の内規に基づき精神障害者を「搭乗不可旅客」として搭乗拒否したことは精神障害者の移転の自由を差別的かつ過度に制限した行為であるとして、航空会社に対して謝罪と現行内規の解釈・運用を改めることを警告し、国土交通省に対して航空会社に対して適切に指導することを要望した事例。

7. 個人・近隣による侵害

精神障害のある人への偏見による人工透析拒否人権救済申立事件（警告・勧告・要望）

【1994年1月21日 医師T宛警告、宮崎県立病院院長宛勧告、厚生大臣・宮崎県知事宛要望】

人工透析が必要とされている患者に対して、その患者が精神障害故に人工透析についての理解力や自己管理能力が困難であるとして人工透析を拒否し他院に転送し、その後再度救急入院してきた同患者に対して、緊急に人工透析が必要であるのに同じ理由で拒否し他院へ転送したため、同患者が死亡したことに関して、人工透析を拒否した医師に対して精神障害者への偏見により当該患者の生存権等を著しく侵害したとして強く反省を求めるとの警告を、同医師が勤務していた病院に対して再発防止のための勧告を、厚生省及び県知事に対して再発防止を徹底すべきことなどの要望を行った事例。

5 戦前の国家政策等による人権問題、戦後補償問題、国際的人権問題

日弁連が行った近時の救済措置のうち、戦前の国家政策等による人権問題、戦後補償問題、国際的人権問題の主なものは、以下のとおりである。

1. 戦前の国家政策等による人権問題

関東大震災時の朝鮮人・中国人虐殺人権救済申立事件（勧告）

【2003年8月25日 内閣総理大臣宛勧告】

政府に対して、関東大震災直後の朝鮮人、中国人に対する虐殺は軍隊あるいは虚偽事実の伝達などの国の行為に誘発された自警団により行われたものであるとして、謝罪と真相究明などを勧告した事例。

治安維持法違反を理由とする有罪判決に関する人権救済申立事件（勧告）

【2005年2月2日 内閣総理大臣宛勧告】

戦時中、治安維持法違反を理由に逮捕、勾留された後、懲役2年（執行猶予3年）の有罪判決を受けた申立人について、思想・良心の自由、表現の自由を侵害するものであるとして、国に対し、謝罪と補償等の実施を勧告した事例。

2. 戦後補償問題

台湾人従軍慰安婦人権救済申立事件（勧告）

【1997年7月3日 内閣総理大臣宛勧告】

政府に対して、第二次世界大戦時に台湾人女性が「従軍慰安婦」として性暴力を加えられたことは個人の尊厳を侵害し国際人道法等に違反する行為であるとして、真相究明、被害者に対する謝罪と賠償等適切な被害回復のための立法解決を早急に検討すべきことを勧告した事例。

朝鮮人強制連行・強制労働人権救済申立事件（勧告）

【2002年10月25日 内閣総理大臣・A株式会社宛勧告】

政府及び企業に対して、第二次世界大戦中に日本政府と企業が朝鮮人を強制連行し鉱山で強制労働させたことについて、真相を究明し、謝罪及び金銭補償も含めた被害回復のための適切な措置を講じるべきことを勧告した事例。

特集1-2 人権救済申立制度による救済措置の内容

3. 国際的人権問題

朝鮮民主主義人民共和国による拉致疑惑問題人権救済申立事件（要望）

【2005年3月29日 内閣総理大臣・外務大臣・警察庁長官宛要望】

朝鮮民主主義人民共和国による拉致疑惑の疑いがある被害者らに関して、内閣総理大臣及び外務省に対しては真相究明に努め所在の確認ができたときは政府間交渉の課題にして帰国を強く求めるなどの措置をとるように要望し、警察庁に対しては、関係都道府県警察に対して至急捜査を遂げ、真相究明のために指揮監督することを要望した事例。

法務省入管の難民現地調査に関する人権救済申立事件（警告）

【2005年12月26日 法務大臣宛警告】

法務省入国管理局の職員が、訴訟準備等のために、難民申請をしている申立人ら（クルド人）の国籍国であるトルコ共和国を訪問し、政府関係機関に対して、申立人らの氏名等及び難民であると主張していることを告知し、親族を訪ねるなど現地調査を行ったことについて、申立人らの個人特定情報等を提供されない権利を侵害し、生命等の安全を侵害するおそれを生じさせたとして法務大臣に対して警告した事例。

6 人権救済申立制度による救済措置 (警告・勧告・要望等) 一覧

以下は、日弁連設立以来の人権救済申立制度による救済措置の一覧である(2007年7月1日現在)。

1950/04/25	建議	警察官のピストル誤殺事件
1950/07/03	上申	検察官の人権侵犯事件
1951/01/20	要望	人身売買事件
1951/03/30	通達	佐原事件
1951/03/30	要望	村八分事件
1951/05/14	要望	二俣殺人事件
1951/09/22	要請	曳舟事件
1951/11/20	要望	糸魚川事件
1951/11/20	要望	群馬社事件
1951/11/20	要望	栃木事件
1951/12/20	要望	福岡事件
1951/12/20	要望	湯河原事件
1951/12/20	要望	平事件
1951/12/20	要望	千葉事件
1951/12/20	要望	国分寺事件
1952/04/15	要望	弁護士逮捕事件
1952/04/15	要望	秋月院事件
1952/04/15	要望	函館ピストル事件
1952/06/26	警告	蔵敷事件
1952/09/26	要望	上野村事件
1952/09/30	要望	浦和事件
1952/12/24	要望	柏中学校事件
1952/12/24	要望	吉田事件
1953/03/26	要望	高崎事件
1953/03/26	要望	函館事件
1953/03/26	要望	大津事件
1953/03/26	要望	奈良事件
1953/06/04	要望	真壁事件
1954/02/25	要望	恩田逮捕事件
1954/02/25	要望	保谷事件
1954/02/25	要望	滝川陳情事件
1954/03/25	要望	接見妨害事件
1954/05/25	要望	長浜簡裁事件
1954/05/25	要望	神楽坂事件
1954/07/31	要望	近江絹糸事件
1954/11/26	通報	前橋地検高崎支部事件
1954/11/26	通知	土浦事件
1955/03/28	要望	川口簡裁事件
1955/04/22	要望	池袋署事件

1955/05/19	要望	丸の内署名名誉等侵害事件
1955/05/19	要望	万世橋署事件
1955/05/19	要望	久保村逮捕事件
1955/05/19	要望	逗子警察署不当逮捕事件
1955/08/29	要望	名古屋市立乳児院収容児に対する人権侵害事件
1955/09/23	要望	徳島県脇町区検副検事人権侵害事件
1955/09/23	要望	犯人の人違い事件
1956/02/28	要望	兎玉事件
1956/03/29	要望	京北学園高等学校教諭暴行事件
1956/04/26	要望	ひかり荘事件
1956/06/22	要望	少年犯取扱い不法事件
1956/06/22	要望	博愛会病院事件
1956/07/26	要望	千葉地検検事の人権侵害事件
1956/08/20	要望	京都五番町事件
1956/08/20	要望	立正佼成会事件
1956/09/24	要望	東京地検A検事に対する人権侵犯提訴事件
1956/11/24	要望	下館警察署事件
1956/11/24	要望	岩見沢拘置所事件
1956/12/27	要望	印旛少年院教官暴行事件
1957/03/01	要望	精神病院ツツガ虫病人体実験事件
1957/03/09	要望	新潟地方裁判所長人権侵犯事件
1957/03/29	通知	B検事人権侵害事件
1957/06/21	要望	朝霞警察署事件
1957/06/21	報告	川崎市における浮気封じ去勢事件
1957/08/01	要望	埼玉県熊谷署二重逮捕事件
1957/10/01	要望	長野郵政局事件
1957/11/25	要望	南千住署事件
1957/11/25	要望	広島地検事務官人権侵犯提訴事件
1957/11/25	要望	自衛隊総監部証人連行事件
1957/12/26	要望	京都九条警察署不当拘束事件
1957/12/26	要望	細川上申事件
1958/04/25	要望	毛呂病院断種手術事件
1958/04/25	要望	焼津水産高等学校事件
1958/11/22	要望	二俣事件捜査官事件
1958/12/25	要望	弁護士誤認逮捕事件
1959/05/25	通知	執行吏等人権侵犯提訴事件
1959/12/02	要望	福島地検C検事事件
1959/12/02	要望	徳島ラジオ商殺し事件
1959/12/02	要望	共産党員盗聴事件
1960/03/29	要望	調停委員人権侵犯事件
1960/05/24	勧告	富山地検接見拒否事件
1960/05/25	警告	日本広告美術学校事件
1960/05/25	要望	名古屋熱田署事件
1960/05/25	要望	徳島ラジオ商殺し事件

1960/11/28	要望	岩見案山子提訴事件
1960/11/28	要望	府中文化劇場等事件
1961/11/29	要望	西新井警察署小学生連行事件
1962/11/29	警告	山形警察署事件
1964/01/17	要望	裁判官暴言事件
1964/01/23	通知	松島治重提訴事件
1964/03/04	要望	丸亀警察留置房内自殺事件
1964/03/31	要望	神戸市バス女車掌自殺事件
1964/04/09	要請	小川和男人権侵犯事件
1965/09/30	要望	「お座敷小唄」強制事件
1965/11/18	要望	東京地検人違い起訴事件
1966/03/24	要請	帝銀再審事件弁護人家宅搜索事件
1966/08/01	要望	兵庫県乗用自動車協会事件
1966/09/09	要望	誘拐被害者名誉毀損事件
1966/09/09	要望	徳山村村八分事件
1966/09/09	要望	水上温泉ホテル焼失事件
1967/03/29	要望	平塚警察署事件
1967/05/16	要望	宇都宮刑務所違法懲罰事件
1967/07/24	要望	朝日電飾職員感電死事件
1967/09/26	要望	留学生公募不告知事件
1968/01/24	要望	日本共産党大会盗聴事件
1968/01/24	要望	和歌山警察犬ショー事件
1968/05/07	勧告	電気保安管理技術者資格制限事件
1968/05/16	要望	福井警察署員の暴行事件
1968/06/25	勧告	公職選挙法違反者自殺事件
1968/06/25	警告	八海事件に関する弁護士等侵害事件
1968/11/16	警告	警察官による特別公務員職権濫用致傷等人権侵害事件
1969/01/29	要望	美容整形医の人権侵犯事件
1969/05/15	警告	半田署事件
1969/07/19	勧告	北海道教職員組合提訴事件
1969/10/24	要望	ろうあ児施設金町学園事件
1970/06/23	警告	警察官の不当検問事件
1970/07/06	警告	週刊誌のプライバシー侵害事件
1970/11/26	勧告	船橋警察署の人命軽視事件
1970/12/08	勧告	三億円別件逮捕事件
1970/12/19	警告	癌治療に関する人体実験事件
1970/12/23	勧告	タクシー運転者業者間協定事件
1971/04/23	勧告	佐倉警察署の職務怠慢事件
1971/05/10	勧告	市原刑務所事件
1971/05/10	勧告	奈良和モーニングショー事件
1971/09/20	警告	D申立事件
1972/03/06	警告	ハイジャック容疑不当逮捕事件
1972/04/26	勧告	千本病院事件
1972/05/04	警告	東京拘置所不当処遇事件

特集1-2 人権救済申立制度による救済措置の内容

1972/12/26	警告	池袋警察署職権濫用事件
1973/03/23	警告	心臓移植事件
1973/04/19	報告	西山記者事件
1973/05/11	警告	郵政省による「ブラザー制度」事件
1973/11/26	要望	検察官の証人威迫事件
1974/01/28	勧告	大井中学校坊主刈事件
1974/03/15	警告	弁護士権侵害事件
1974/03/18	警告	警察官不当逮捕事件
1974/04/30	勧告	E大学附属F病院事件
1977/02/15	警告・要望	羽咋郡市連合育友会事件
1977/08/05	警告	東京拘置所処遇事件
1977/08/18	警告・要望	捜査権の濫用事件
1978/08/09	勧告	東京拘置所自殺防止房事件
1978/10/05	警告	高松刑務所医療懈怠事件
1979/06/08	勧告	東京拘置所不当処遇事件
1980/03/06	警告	甲山学園事件接見妨害事件
1983/09/24	警告	石神井署少年事件不当処遇事件
1984/04/11	要望	玉東中学校長髪禁止事件
1985/12/26	警告	川口警察署不当捜索差押事件
1985/12/26	警告・勧告 ・要望	小岩警察署不当逮捕事件
1988/03/23	警告・要望	弁護士に対する不当逮捕人権救済申立事件
1988/03/30	警告	少年に対する不当逮捕人権救済申立事件
1988/05/16	勧告	死刑確定者の接見・信書制限人権救済申立事件
1989/11/09	要望	障害のある人の最高裁判所の法廷傍聴制限に関する人権救済申立事件
1990/01/24	警告・要望	検察官による不当起訴・捜査に関する人権救済申立事件
1990/09/14	要望	天安門事件後の中国人留学生の在留資格付与に関する人権救済申立事件
1991/01/09	警告・要望	被疑者に対する警察官の暴行、検察官の違法勾留請求及び裁判官の違法勾留人権救済申立事件
1991/03/25	勧告	独居房への長期間勾留に関する人権救済申立事件
1991/05/07	警告・勧告 ・要望	再審無罪者に対する名誉毀損人権救済申立事件
1991/08/09	要望	中国残留婦人人権救済申立事件
1992/04/23	警告・勧告	警察官による違法な身柄拘束・取調に関する人権救済申立事件
1992/05/18	勧告・要望	旧陸軍軍医学校跡地から発見された人骨の保管に関する人権救済申立事件
1992/10/28	勧告・要望	朝鮮高級学校の高体連加盟問題に関する人権救済申立事件
1992/10/29	要望	中学校長による生徒会長宛郵便物の開披等に関する人権救済申立事件
1993/01/26	要望	ミャンマー人難民申請問題人権救済申立事件
1993/08/10	勧告	死刑確定者への不適切医療に関する人権救済申立事件
1993/08/18	要望	ミャンマー人難民申請問題人権救済申立事件
1994/01/21	警告・勧告 ・要望	精神障害のある人への偏見による人工透析拒否人権救済申立事件
1994/03/24	要望	ドミニカ移民人権救済申立事件
1994/03/28	要望	司法修習生採用時の国籍条項等による差別人権救済申立事件

1994/03/28	要望	司法修習生採用時の逮捕歴等による差別人権救済申立事件
1994/03/28	警告・要望	死刑確定者の国連人権委員会への発信不許可人権救済申立事件
1994/06/23	勧告	児童扶養手当支給差別人権救済申立事件
1994/07/15	勧告・要望	HIV感染者医療差別人権救済申立事件
1994/07/21	勧告	外務省による報道機関への取材拒否人権救済申立事件
1995/03/23	勧告	児童扶養手当支給差別人権救済申立事件
1995/03/23	警告・要望	既決囚と養親・配偶者との外部交通権制限人権救済申立事件
1995/03/27	勧告	電力会社による反原発活動市民への肖像権侵害人権救済申立事件
1995/07/25	勧告	弁護士・被告人間の法廷内でのメモ交付制限並びに拘置所での信書検閲人権救済申立事件
1995/12/20	警告	千葉県警違法捜索・差押え人権救済申立事件
1996/02/09	要望	フィリピン在留日本人権救済申立事件
1996/02/16	要望・通知	高校・大学等入学試験合格者の氏名無断公表人権救済申立事件
1996/02/21	要望	韓国人原爆被爆者人権救済申立事件
1996/05/01	要望	海外在住邦人の投票制度に関する人権救済申立事件
1996/06/26	警告	外国人女性と日本人男性との間に生まれた子の日本国籍取得に関する人権救済申立事件
1996/07/25	警告・要望	「松本サリン事件」における違法捜査に関する人権救済申立事件
1996/09/26	勧告・要請	電話帳広告に関する「錯覚商法」人権救済申立事件
1996/12/13	勧告	中央労働委員会腕章着用禁止問題人権救済申立事件
1997/01/28	要望	身体障害者手帳傷病名記載問題人権救済申立事件
1997/02/28	勧告	軍属に対する恩給不支給人権救済申立事件
1997/07/03	勧告	台湾人従軍慰安婦人権救済申立事件
1997/09/17	警告・勧告	無罪確定者指紋写真廃棄人権救済申立事件
1997/11/19	要望	死刑に直面する人たちの権利保障問題人権救済申立事件
1997/12/24	要望	婚外子戸籍記載等差別人権救済申立事件
1998/02/20	勧告	朝鮮学校等の資格・助成問題人権救済申立事件
1998/02/23	勧告	労働組合に対する男女賃金差別資料開示人権救済申立事件
1998/03/06	勧告	台湾人従軍慰安婦に関する再度の人権救済申立事件
1998/03/19	警告	水俣病に関する週刊誌による名誉毀損人権救済申立事件
1998/07/17	警告	私立大学附属高校に関する進学問題人権救済申立事件
1998/10/24	警告・要望	無令状身体検査・無令状採尿等人権救済申立事件
1999/05/11	勧告・要望	集団農場で共同生活を強いられている子どもの虐待問題人権救済申立事件
1999/05/17	勧告・要望	タイ国から入国した国際的身売買被害者に関する人権救済申立事件
1999/07/22	勧告	仮上陸許可を受けたパキスタン人の上陸防止施設における処遇に関する人権救済申立事件
2000/01/24	要望	宗教団体に対する破防法請求及び棄却決定に関する人権救済申立事件
2000/02/04	警告・要望	『日本女性の外性器』出版問題人権救済申立事件
2000/02/10	要望	聴覚障害者のための法廷設備に関する人権救済申立事件
2000/03/17	勧告	宗教団体信者を親に持つ子の就学拒否人権救済申立事件
2000/03/27	要望	北朝鮮拉致疑惑人権救済申立事件
2000/03/27	警告・勧告	受刑者図書閲読不許可等人権救済申立事件
2000/08/11	要望	視覚障害者選挙権行使人権救済申立事件
2000/08/31	要望	都知事の三国人発言人権救済申立事件

特集1-2 人権救済申立制度による救済措置の内容

2000/09/21	要望	中央労働委員会腕章着用禁止問題に関する再度の人権救済申立事件
2000/09/28	勧告	刑務所の被収容者の領置物に関する人権救済申立事件
2001/01/24	勧告・要望 ・助言	宗教団体信者転入届不受理人権救済申立事件
2001/01/26	要望	「日の丸」・「君が代」に関する高校生の意見表明人権救済申立事件
2001/01/29	勧告	クルド難民に関する退去強制等人権救済申立事件
2001/02/07	警告・要望	警察による違法捜査及び検察官による不当起訴に関する人権救済申立事件
2001/03/08	警告・勧告 ・要望	知的障害者更生施設における暴行問題人権救済申立事件
2001/03/27	勧告	バングラデシュ人退去強制令書発付問題人権救済申立事件
2001/03/28	警告・要望	第十堰住民投票に関するプライバシー・名誉毀損人権救済申立事件
2001/05/16	要望	在日外国人に対する予防接種問題人権救済申立事件
2001/06/21	勧告	ハンセン病の元患者の人権救済申立事件
2001/09/20	要望	戸籍の父母欄の記載様式に関する人権救済申立事件
2001/10/19	勧告	インドネシア元「従軍慰安婦」人権救済申立事件
2001/10/31	勧告・要望	警察による外国人登録原票等の網羅的な閲覧に関する人権救済申立事件
2001/11/01	勧告	上告審における国選弁護人の選任に関する人権救済申立事件
2002/01/17	勧告	冤罪被害者無年金問題人権救済申立事件
2002/01/23	警告	公安調査庁による違法調査人権救済申立事件
2002/03/22	警告・勧告	新宿駅ホームレス強制立退等人権救済申立事件
2002/03/25	勧告	脳死判定における無呼吸テスト問題人権救済申立事件
2002/07/30	勧告	海外在住日本人の最高裁判所裁判官国民審査人権救済申立事件
2002/07/31	勧告	瀋陽日本総領事館駆込人権救済申立事件
2002/10/25	勧告	朝鮮人強制連行・強制労働人権救済申立事件
2003/01/21	勧告	拘置所女区への男性職員立入人権救済申立事件
2003/02/18	勧告・要望	脳死判定における無呼吸テスト問題人権救済申立事件
2003/03/13	勧告	脳死判定における手続違背問題人権救済申立事件
2003/04/28	勧告・助言	宗教団体信者の転入届不受理に関する人権救済申立事件
2003/04/28	警告・勧告	宗教団体信者に対する違法な捜索・差押に関する人権救済申立事件
2003/08/07	警告	弁護士会人権擁護委員会委員の面会調査立会問題人権救済申立事件
2003/08/25	勧告	関東大震災時の朝鮮人・中国人虐殺人権救済申立事件
2003/09/10	勧告	死刑確定者図書閲覧不許可人権救済申立事件
2003/12/25	警告	都知事の女性差別発言人権救済申立事件
2003/12/25	勧告	朝鮮民主主義人民共和国国籍取得による日本国籍離脱に関する人権救済申立事件
2004/02/25	勧告	重篤な精神病に罹患している死刑確定者に対する死刑執行に関する人権救済申立事件
2004/03/10	勧告・要望	最高裁判官会議録の開示請求に関する人権救済申立事件
2004/03/16	勧告	非常勤地方公務員育児休業取得人権救済申立事件
2004/03/24	勧告	中国残留邦人・中国帰国者問題人権救済申立事件
2004/03/24	勧告	未決被収容者に対する宗教教誨制限に関する人権救済申立事件
2004/03/29	警告・要望	精神障害者航空機搭乗拒否人権救済申立事件
2004/09/06	勧告	治安維持法違反を理由とする解職に関する人権救済申立事件
2005/02/02	勧告	治安維持法違反を理由とする有罪判決に関する人権救済申立事件

2005/03/02	勧告	県立商業高等学校における糾弾会などへの出席強要人権救済申立事件
2005/03/28	警告	労働組合に対する違法な搜索・差押に関する人権救済申立事件
2005/03/29	要望	朝鮮民主主義人民共和国による拉致疑惑問題人権救済申立事件
2005/09/28	勧告	ハンセン病の元患者の再度の人権救済申立事件
2005/10/04	勧告	保護房収容後死亡事案に関する人権救済申立事件
2005/12/20	要望	自己情報開示等請求の年齢制限に関する人権救済申立事件
2005/12/26	警告	法務省入管の難民現地調査に関する人権救済申立事件
2006/03/01	警告	宇都宮誤認逮捕人権救済申立事件
2006/03/17	警告	宗教団体に対する違法な搜索・差押に関する人権救済申立事件
2006/03/27	勧告	未決被収容者の処遇に関する人権救済申立事件
2006/04/17	勧告・要望	カネミ油症被害人権救済申立事件
2006/09/08	要望	内部障害者等のスポーツ大会参加不可に対する人権救済申立事件
2006/12/26	要望	未成年による住民監査請求に関する人権救済申立事件
2007/02/20	警告	東京都公立学校「日の丸」・「君が代」の強制に関する人権救済申立事件
2007/06/19	勧告・要望	特別障害者手当制度に関する人権救済申立事件

人権救済活動の成果

1 人権救済申立制度の成果

日弁連の人権救済申立制度による救済措置は、公正かつ厳重な手続、国民の信頼や従前の実績に裏付けられることにより、社会的に一定の評価を受けるに至っており、世論の動向や市民の活動と相まって、一定の成果を上げるに至っている。

これらの成果は、①救済措置の内容に沿う法令の改正により、人権侵害の状況が改善されたもの、②救済措置において是正を求めた制度・運用の改善がされたもの、③救済措置の内容に沿う判決がされるに至ったものに分類することができる。

1. 法令の改正

日弁連が行った近時の救済措置のうち、その後、その内容に沿う法令の改正がされた主なものは、以下のとおりである。

事件の概要	成 果
<p>ドミニカ移民人権救済申立事件（要望）</p> <p>【1994年3月24日 内閣総理大臣・外務大臣・国際協力事業団総裁宛要望】</p> <p>政府、外務省及び国際協力事業団に対して、ドミニカ移民計画が当初から杜撰であり、募集要項と現実とが不一致であることを知りながら適切な対応をせず、むしろ事態を隠蔽したことなどにより、ドミニカへの移民者に筆舌に尽くしがたい財産的及び精神的損害を与えたとして、それらの損害を補填する賠償措置を取ることを要望した事例。</p>	<p>東京地方裁判所は、ドミニカ移民による損害賠償請求訴訟において、要望後の2006年6月7日、請求自体は棄却したものの、政府が適切な移住先の確保、的確な情報提供の義務を怠ったとして、法的義務違反を認めた。</p> <p>当時の小泉純一郎内閣総理大臣は、2006年7月、政府として、率直な反省・お詫びを表明し、その後、同年の臨時国会において、見舞金等を支給する移住者支援法が制定されるに至った。</p>
<p>タイ国から入国した国際的人身売買被害者に関する人権救済申立事件（勧告・要望）</p> <p>【1999年5月17日 法務大臣宛勧告及び要望、厚生大臣宛要望】</p> <p>法務省に対し、タイ国内において「広義の難民」として特別の保護を受けていながら、その後人身売買を経て日本に滞在している申立人らに対し、タイ国に戻る権利を保障し、希望する場合は在留特別許可を与えるよう要望するとともに、人身売買禁止条約が定めるところに適合する国内実施措置を整備することを勧告した事例。</p>	<p>勧告・要望後の2004年6月に発表された人身取引に関する米国国務省年次報告書において、日本が監視対象国とされたことを受け、政府は、同年12月7日、人身取引対策行動計画を策定し、その後、2005年6月には、人身取引議定書が国会で承認されている。</p>
<p>視覚障害者選挙権行使人権救済申立事件（要望）</p> <p>【2000年8月11日 内閣総理大臣・衆議院議長・参議院議長・選挙管理委員会委員長・中央選挙管理委員会委員長宛要望】</p> <p>視聴覚障害者や筋萎縮性側索硬化症の患者（いわゆるALS患者）が選挙権を行使するにあたって、定められた選挙公報、投票方法などが選挙権の行使を著しく困難にしており、これが人権侵害にあたるとして、政府、衆参両院等に対し、その改善を要望した事例。</p>	<p>東京地方裁判所は、ALS患者による損害賠償請求訴訟において、要望後の2002年11月28日、請求自体は棄却したものの、公職選挙法にALS患者のような状態の者が選挙権を行使できるような投票制度が設けられていなかったことについては、憲法15条等に違反する状態であったとした。</p> <p>これを受け、国会は、2003年7月、公職選挙法の改正を行い、2004年3月から、重度の身体障害者の郵便投票に代理記載を可能とする制度が実施されている。</p>

事件の概要	成 果
<p>瀋陽日本総領事館駆け込人権救済申立事件（勧告）</p> <p>【2002年7月31日 外務大臣宛勧告、内閣総理大臣宛要望】</p> <p>庇護を求めて瀋陽日本総領事館に駆け込んだ朝鮮民主主義人民共和国国籍の家族らにつき、中華人民共和国の警察官が家族らを連行したことに直ちに抗議せず、家族らから事情聴取等も行わなかったことは、非人道的措置であっただけでなく、難民条約等に反する違法行為であったとして、外務省に対して、庇護を求める者に適切な措置をとることを勧告するとともに、政府に対し、外国人問題を取扱う可能性のある行政事務職員全てに対し適切な指示を行うよう要望した事例。</p>	<p>本件を契機として、日本の難民認定制度に対する世論の批判が高まったことを受け、勧告・要望後の2004年6月、政府から上程された出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案が国会で可決され、2005年5月から、①申請期間制限（いわゆる60日ルール）の廃止、②難民申請中の者を対象とする「仮滞在」制度の新設、③不服申立手続への第三者関与（「難民審査参与員」制度）の導入、④難民認定を受けた者に対する在留資格付与等の制度の整備を主たる内容とする新しい難民認定制度が実施されている。</p>
<p>カネミ油症被害人権救済申立事件（勧告・要望）</p> <p>【2006年4月17日 農林水産省・厚生労働省・内閣総理大臣・衆議院議長・参議院議長・A株式会社宛勧告・B株式会社宛要望】</p> <p>すべてのカネミ油症の被害者を救済するため、①国に対し、国を主体とする認定手続の確立、治療方法の研究・開発、医療費・医療関連費・生活補償費の支給、いわゆる仮払金返還請求権の全額免除の措置の実施等の方策を採るよう勧告するとともに、②企業に対し、被害者に支払う医療費の範囲の拡充、相当額の損害賠償等の金員の支払、国が行う被害者救済に関する事業に対する協力等を行うよう勧告・要望した事例。</p>	<p>勧告・要望後の2007年6月、カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律が国会で可決され、仮払金債権の対象となっていた大多数の被害者を救済することが予定されるとともに、政府・与党により、原因物質であるダイオキシンの調査研究に対する協力金という名目ではあるものの、実質的な給付金を支給する施策が公表されるに至っている。</p>

特集1-3 人権救済活動の成果

2. 制度・運用の改善

日弁連が行った近時の救済措置のうち、その後、是正を求めた制度・運用の改善がされた主なものは、以下のとおりである。

事件の概要	成 果
<p>朝鮮高級学校の高体連加盟問題に関する人権救済申立事件（勧告・要望）</p> <p>【1992年10月28日 文部大臣宛勧告、全国高等学校体育連盟宛要望】</p> <p>各朝鮮高級学校の都道府県高等学校体育連盟への加盟及び同学校の全国高等学校体育連盟主催の各種競技大会への参加を認めないことは同校の生徒らに多大な精神的苦痛を与えると、文部省に対して、全国高等学校体育連盟に対して同措置を取るべきことを指導するよう勧告し、全国高等学校体育連盟に対して、都道府県高等学校体育連盟への加盟と同連盟主催の競技大会への参加を認める措置をとるべきことを要望した事例。</p>	<p>高体連は、要望後の1993年5月、朝鮮高級学校を含む各種・専修学校に対し、インターハイへの参加を特例として承認し、1994年以降、朝鮮高級学校の生徒がインターハイに出場することが可能になった。</p> <p>その後、1995年には、日本サッカー協会が朝鮮高級学校の全国高校サッカー選手権への参加を正式に認めるなど、1996年までには、高体連の主催するすべての競技大会への参加が可能となっている。</p>
<p>朝鮮学校等の資格・助成問題人権救済申立事件（勧告）</p> <p>【1998年2月20日 内閣総理大臣・文部大臣宛勧告、衆議院議長・参議院議長・各政党代表者・各国立大学・各公立大学・国立大学協会・公立大学協会・日本私立大学協会・日本私立大学連盟・日本私立大学振興協会宛要望】</p> <p>朝鮮各級学校をはじめとしたいわゆるインターナショナルスクールなど、日本に在住する外国人の自国語ないし自己の国及び民族の文化を保持しながら教育活動を行う機関について、学校教育法が定める教育機関としての資格を認めず、また、私学助成制度の上でも不平等な取扱いを受けていることにつき、児童生徒等に対する人権侵害を認めるとともに、子どもの権利条約などの関係条約違反の状態が続いているとして、政府に対し、その是正を勧告するとともに、関係機関に対し要望した事例。</p>	<p>文部科学省は、要望後の2003年9月、学校教育法施行規則69条6項を改正し、3つの欧米系認定機関のいずれかの認定を受けた外国人学校の卒業（見込み）者、本国の高校と同等の課程を有すると位置づけられた学校の卒業（見込み）者、各大学の個別審査により認定された者について、大学入学資格を認めるに至っている。</p> <p>同様に、専門学校への入学資格についても、2003年9月、学校教育法施行規則77条の5等の改正により緩和され、大学入学資格と同様に、外国人学校及び民族学校についても、上記に準じた要件を満たせば、入学資格が認められるようになっている。</p>
<p>集団農場で共同生活を強いられている子どもの虐待問題人権救済申立事件（勧告・要望）</p> <p>【1999年5月11日 A・B学園宛勧告、三重県知事宛要望】</p> <p>農場を営みながら、「幸福社会づくり運動」と称した集団生活を行い、その子女に全寮制共同生活を強いている任意団体に対し、子どもたちへの虐待や教育を受ける権利の侵害等があるとして、適切な改善措置をとることを勧告するとともに、知事に対し、同団体が申請した学校法人の設立について、人権侵害状況が改善されないかぎり、これを認可しないよう要望した事例。</p>	<p>当該任意団体は、世論や市民の反対を受け、要望後、社会的認知が不十分であるとして、学校法人の設立認可申請を取り下げている。</p>

事件の概要	成 果
<p>脳死判定における無呼吸テスト問題人権救済申立事件（勧告）</p> <p>【2002年3月25日 A救命救急センター宛勧告】 臓器移植を行う前の脳死判定において、ガイドラインや規則の定めに従わず、不適切に早い段階で無呼吸テストを実施したことが患者の人権を侵害したとして、救命救急センターに対し、以後は適切に無呼吸テストを実施するよう勧告した事例。</p>	<p>A救命救急センターは、申立後も、臓器移植を行う前の脳死判定の段階でも無呼吸テストが不可欠であると主張していたが、勧告を受け、従前の主張を撤回し、脳死判定を慎重に行うよう方針を転換している。</p>
<p>自己情報開示等請求の年齢制限に関する人権救済申立事件（要望）</p> <p>【2005年12月20日 練馬区長・平塚市長宛要望】 個人情報保護条例に基づく自己情報開示などの請求につき、条例に定めがないにもかかわらず、一定の年齢未満の未成年者の請求は、窓口において受け付けない運用を行っている自治体に対し、自己情報コントロール権を侵害しているため、その運用を改めて、請求を受け付けるよう要望した事例。</p>	<p>平塚市は、申立後、関連する不服申立てにおける答申を受け、請求者が未成年者であっても、当該請求人が請求内容及びその効果について弁識する能力があると認められる場合は、当該請求人単独での請求を受け付ける運用に変更している。</p>
<p>手話教育の充実を求める意見書</p> <p>【2005年2月18日 国・各教育委員会・各ろう学校宛意見】 ①国に対し、手話を言語として法的に認めること、手話を教育の中で正当に位置づけ、教育現場における手話の使用に積極的に取り組むこと、手話による教育を受けることを選択する自由を認めること等の施策を講じ、聴覚障害者が自ら選択する言語を用いて表現する権利を保障することを求めることを提言し、②教育委員会に対し、ろう学校に手話のできる教員を積極的に採用するなどして、手話による教育が可能となるような環境を整備し、普通校においても、手話を学ぶ機会を積極的に提供するように配慮するよう提言するとともに、③ろう学校に対し、幼稚部、小学部から手話を積極的に活用して子どもの言語能力の取得、向上を図ることを提言する意見を公表した事例。</p>	<p>手話での教育環境の実現を目指すNPO法人が、バイリンガルろう教育の学校の特区提案を続けていたが、文部科学省は、2005年に学習指導要領に定める指導方法の一形態として可能などとしてこれを認める回答を行った。 これを受け、東京都は、2007年1月、特区研究開発学校の設置（教育課程の弾力化）として特区計画を申請し、同年3月、国の認定を受けている。</p>

特集1-3 人権救済活動の成果

3. 判決

日弁連が行った近時の救済措置のうち、その後、その内容に沿う判決がされるに至った主なものは、以下のとおりである。

事件の概要	成 果
<p>海外在住邦人の投票制度に関する人権救済申立事件（要望）</p> <p>【1996年5月1日 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・法務大臣・外務大臣・自治大臣宛要望】</p> <p>海外に在住する日本国民に選挙権の行使を認めない公職選挙法等の規定は、憲法が保障した国民の選挙権を侵害するものであるとして、両議院などに対し、同法などの改正を行うことを要望した事例。</p>	<p>最高裁判所は、要望後に提起された損害賠償請求訴訟において、2005年9月14日、1998年改正前の公職選挙法について、海外在住邦人が衆参両議院議員選挙における選挙権を一切行使できなかったことは、憲法15条等に違反するものであり、国会が選挙権の行使を可能にするための法改正を怠っていたことにより、国は、国家賠償法上の賠償責任を負うなどとした。</p> <p>国会は、1998年改正の公職選挙法において、海外在住邦人が衆参両議院議員の選挙権の行使を認める制度を創設したものの、暫定的な措置として、当分の間は、比例代表選出議員の選挙に限られるとしていたが、これを受け、2006年6月に公職選挙法を改正し、2007年6月1日以降に行われる国政選挙から、衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙についても投票が可能となった。</p>
<p>宗教団体信者転入届不受理人権救済申立事件（勧告・要望・助言）</p> <p>【2001年1月24日 茨城県三和町町長・茨城県旭村村長・長野県松本市市長・山梨県富士吉田市長・埼玉県八潮市長・同県川口市市長・同県越谷市長・栃木県宇都宮市長・同県足利市長・栃木県今市市長・同県鹿沼市長・同県小山市長・同県黒磯市長・同県栃木市長・栃木県日光市長・同県真岡市長・同県矢板市長・東京都足立区長・滋賀県甲西町長宛勧告・総務大臣宛要望・宗教団体宛助言】</p> <p>市長等が、宗教団体信者らの住民票転入届を特定の宗教団体に所属していることを理由に不受理ないしは不受理方針を決定したことは居住移転の自由を侵害するとして、①市長等に対して不受理取消等を勧告し、②総務省に対して不受理の事態の是正等を要望し、③申立人である宗教団体に対しても地域住民の不安を解消するための努力を真摯に行うことなどを助言した事例。</p>	<p>大阪地方裁判所は、勧告・要望・助言後の2001年10月12日、宗教団体信者であることを理由とする不受理処分を取り消し、それ以降、全国で同様の判決が続いていた。</p> <p>最高裁判所は、2003年10月26日、当該市区町村に住所を定めた事実があれば転入届を受理しないことは許されないとして、宗教団体信者であることを理由とする不受理処分を違法とする判断を示し、市長等の上告を棄却した。</p>
<p>在外被爆者問題に関する意見書</p> <p>【2005年7月25日 内閣総理大臣・厚生労働大臣・衆議院議長・参議院議長・外務大臣宛意見】</p> <p>政府に対し、海外在住の被爆者（在外被爆者）の実態調査を行うこと、被爆者健康手帳の交付や健康管理手当等の支給について、海外からの申請を認めること、在外被爆者保険医療助成事業における助成額の上限を撤廃することなどを求めるとともに、特に、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に居住する被爆者については、担当者を派遣し、被爆者健康手帳の交付や健康管理手当等の支給などの申請が現実可能となるようにすることや、専門の医療施設の設置のための支援について検討すべきことを求める意見を公表した事例。</p>	<p>福岡高等裁判所は、意見公表後の2005年9月26日、海外からの健康管理手当等の支給申請を認めるべきであるとして、これらの申請を却下した処分を取り消した。政府は、上告を断念するとともに、海外からの健康管理手当等の申請を認めるための政省令の改正を行い、2005年12月1日から改正政省令が施行されている</p>

2 再審支援事件の成果

次の表は、これまでに日弁連が支援して無罪が確定した事件をまとめたものである。

■日弁連支援の無罪確定事件一覧■

(2007年7月1日現在)

事件名	事件発生日	確定判決年月日 上訴棄却年月日	再審無罪 確定事件一覧	確定判決	再審開始決定年月日 裁判所	無罪判決年月日 裁判所
吉田	1913(T2). 8.13	1914(T3). 7.31 1914(T3).11. 4	名古屋控訴院	無期懲役	1961(S36). 4.11 名古屋高裁	1963(S38). 2.28 名古屋高裁
弘前	1949(S24). 8. 6	1952(S27). 5.31 1953(S28). 2.19	仙台高裁	懲役15年	1976(S51). 7.13 仙台高裁異議審	1977(S52). 2.15 仙台高裁
加藤	1915(T4). 7.11	1916(T5). 8. 4 1916(T5).11. 7	広島控訴院	無期懲役	1976(S51). 9.18 広島高裁	1977(S52). 7. 7 広島高裁
米谷	1952(S27). 2.25	1952(S27).12. 5 1953(S28). 8.22	青森地裁	懲役10年	1976(S51).10.30 仙台高裁抗告審	1978(S53). 7.31 青森地裁
滝	1950(S25). 5.20	1953(S28). 6.13 控訴取下	東京地裁	懲役5年 無期他	1980(S55).10. 6 東京地裁	1981(S56). 3.27 東京地裁
免田	1948(S23).12.29	1950(S25). 3.23 1951(S26).12.25	熊本地裁 八代支部	死刑	1979(S54). 9.27 福岡高裁抗告審	1983(S58). 7.15 熊本地裁 八代支部
財田川	1950(S25). 2.28	1952(S27). 2.20 1957(S32). 1.22	高松地裁 丸亀支部	死刑	1979(S54). 6. 7 高松地裁差戻審	1984(S59). 3.12 高松地裁
松山	1955(S30).10.18	1957(S32).10.29 1960(S35).11. 1	仙台地裁 古川支部	死刑	1979(S54).12. 6 仙台地裁差戻審	1984(S59). 7.11 仙台地裁
徳島	1953(S28).11. 5	1956(S31). 4.18 1958(S33). 5.12 上告取下	徳島地裁	懲役13年	1980(S55).12.13 徳島地裁	1985(S60). 7.9 徳島地裁
梅田	1950(S25).10.10	1954(S29). 7. 7 1957(S32).11.14	釧路地裁 網走支部	無期懲役	1982(S57).12.20 釧路地裁 網走支部	1986(S61). 8.27 釧路地裁
島田	1954(S29). 3.10	1958(S33). 5.23 1960(S35).12.15	静岡地裁	死刑	1986(S61). 5.30 静岡地裁	1989(H1). 1.31 静岡地裁
榎井村	1946(S21). 8.21	1948(S23).11. 9 1949(S24). 4.28	高松高裁	懲役15年	1993(H5).11. 1 高松高裁	1994(H6). 3.22 高松高裁

(無罪判決の年月日順)

おわりに

1. 日弁連の人権救済活動の課題

これまで見てきたように、日弁連は、今日に至るまで、極めて多岐にわたる事例において、厳重な手続・慎重な調査に基づき救済措置を行い、世論の動向や市民の活動と相まって、日本における人権侵害状況の改善に一定の成果を上げてきた。

しかし、広範かつ急速な司法制度改革が行われている現在、日弁連の活動はこれまでにない迅速性を求められており、人権救済活動においても、適正な調査のみならず、迅速な調査の実現が喫緊の課題となっている。

他方で、近年、日本社会が急速な変貌を遂げていることを背景として、日弁連に申し立てられる人権救済申立事件も、現代的な社会状況を反映し、市民間の価値観の対立を内包する困難な事件が増加している状況にある。

日弁連の人権救済活動は、世論や市民の支持を受けることによって、はじめて実効性を有するに至るものであるが、このような状況の下、いかにして説得性の高い内容の救済措置を行うかが、これまで以上に重要な課題となっている。

2. 日弁連の人権救済活動の展望

日弁連又は弁護士会の人権救済活動は、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の使命の実現に資するものであり、弁護士に対する市民の信頼を基本となるものとして、今後も適正かつ迅速に事件に対応していくことが重要であることは言うまでもない。

しかし、上記の現代的な社会状況に鑑みれば、日弁連の人権救済活動においては、内容的に正当な救済措置を行うに止まらず、これを契機として、人権水準を高めるべく、世論や市民に積極的に訴えかけていく活動を行うことが求められている。

また、救済措置の内容が国の施策にわたるものである場合には、これに沿う施策の実現や制度・運用の改善のため、政府や国会に積極的に働きかけていくという政策形成的な活動を行うことも期待される。

このような意味において、日弁連の人権救済活動は、極めて現代的な意義を有しているものであり、その重要性は今後も何ら変わるところがないのであって、一層活動を充実させるとともに、日弁連における体制を強化していかなければならないものである。